

# 大津市人権教育・啓発推進指針

## ～人の和おおつ～

### 第1章 指針策定の背景

#### 1 人権をとりまく状況

##### (1) 国内外の動向

2度にわたる世界大戦を経て、人類はその反省から昭和20(1945)年に国際連合を設立しました。国際連合は昭和23(1948)年の第3回総会において、すべての人々とすべての国とが達成すべき共通の基準として「世界人権宣言」を採択し、その後、国際人権規約をはじめとした人権に関する国際条約を採択するとともに、併せて「国際婦人年」「国際児童年」「国際障害者年」「国際高齢者年」といった国際年を定めるなど、それぞれの人権課題を解決するための取組を進めてきました。そういった中で平成6(1994)年12月23日、第49回総会において、平成7(1995)年1月1日からの10年間を「人権教育のための国連10年」と宣言する決議と「行動計画」を採択しました。また、平成16(2004)年にはその取組を継承する「人権教育世界プログラム」が翌平成17(2005)年から開始することが決議されました。

わが国においても、「人権教育のための国連10年」の決議を受けて、平成7(1995)年12月に内閣総理大臣を本部長とする「人権教育のための国連10年推進本部」(12月15日閣議決定)が設置され、平成9(1997)年7月4日に行動計画を取りまとめました。この国内行動計画においては、あらゆる場を通じた人権教育の推進と、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、外国人、HIV感染者などの人権を重要課題に位置づけた積極的な取組の重要性が指摘されました。

一方で、わが国固有の人権課題である同和問題の早期解決に向けた、総務庁地域改善対策協議会による意見具申を受けて、人権教育・啓発に関する施策及び人権侵害の被害者救済に関する施策について十分な検討を行うことの必要性から、平成8(1996)年「人権擁護施策推進法」が制定され、同法の規定に基づいて人権全般についての審議を行う機関として「人権擁護推進審議会」が法務省に設置されました。審議会は、政府より「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本事項について」と「人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項について」の二つの諮問を受け、それぞれ答申をまとめました。その答申に基づき、人権教育・啓発については、より一層の推進を図るために人権教育・啓発の理念、国、地方公共団体、国民の責務を明らかにする必要があることから、平成12(2000)年に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、国

においては同法 7 条の規定に基づき平成 14(2002)年 3 月に「人権教育のための国連 10 年」国内行動計画では具体的にあげられなかった犯罪被害者やインターネットによる人権侵害についても主要な人権課題とした「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定されました。一方、人権が侵害された被害者の救済については、人権擁護法案として国会に提出されているものの法制定には至っていません。

#### (2) 滋賀県の動向

県においては、平成 10(1998)年 7 月に「人権教育のための国連 10 年滋賀県行動計画」が策定され、さらに平成 13(2001)年 4 月に「滋賀県人権尊重の社会づくり条例」が施行されました。この条例に基づいて「人権施策基本方針に関する事項を調査審議するほか、知事の諮問に応じ、人権が尊重される社会づくりに関する事項について調査審議する」機関として「滋賀県人権施策推進審議会」が設置されました。審議会は平成 14(2002)年 10 月に「人権施策の総合的な推進を図るために基本となる方針について」（答申）を知事に提出し、これを受けた県は平成 15(2003)年 3 月に「滋賀県人権施策基本方針」を平成 16(2004)年 3 月には「人権意識高揚のための教育・啓発基本計画」を策定しました。

#### (3) 大津市の取組

本市においては、平成 4(1992)年 3 月、人権課題に関する差別意識の解消を図ることを目的として「大津市人権啓発に関する指針」を策定し、取組を進めてきました。

また、同和問題をはじめ、あらゆる差別の解消をめざして昭和 44(1969)年に始まった「大津市同和教育研究大会」は大会名称を「人権を考える大津市民のつどい」と改め、「人権尊重を基盤とした個性と魅力あふれるまちづくりをめざして」をテーマに夏と秋の 2 回、市内の各ブロックで開催されるようになりました。地域においては、「人権・生涯」学習推進協議会の取組などにより、人権を尊重する市民の輪が着実に広がるなどの成果が見られました。

一方、「人権教育のための国連 10 年」に関しては、国や県の動向に連動して、平成 12(2000)年 6 月に「人権教育のための国連 10 年」大津市行動計画を策定し、人権尊重の視点から施策を推進していくための取組を進めてきました。

その後、「人権教育のための国連 10 年」大津市行動計画は平成 16(2004)年末に終期を迎え、以来本市としては、行動計画の重要事項について、引き続き啓発活動を実施してきました。

## 2 指針の必要性

人権尊重のまちづくりを推進していくうえで、女性・子ども・高齢者・障害者・同和問題・外国人・その他(ハンセン病、HIV 感染者など)をめぐる様々な人権課題は「人権教育のための国連 10 年」大津市行動計画においても取組を進め、すべての市民が人権の

大切さを認識し、幸福で健康かつ文化的な生活を営むことができる社会をめざし、様々な機会を通じて人権教育・啓発を進めてきました。

しかし、今なお様々な人権課題が存在し、その要因としては、人々の中に見られる同質性・均一性を重視しがちな性向や非合理な因習的な意識、物の豊かさを追い求め、心の豊かさを軽視する社会風潮、社会における人間関係の希薄化の傾向や少子高齢化、国際化、情報化などの社会の急激な変化などがあり、人権問題を複雑化させています。また、市民一人ひとりにおいて、個々の人権課題に関して正しく理解し、物事を合理的に判断する心構えが十分に備わっているとは言えないことが、それぞれの課題で問題となっている差別や偏見につながっているという側面もあります。

そのため、市民に人権の意義やその重要性についての正しい知識が十分に身につくために、あらゆる機会を通して学習できるよう取り組むことが重要です。

### 3 指針策定の理念

本市において、平成 19(2007)年度から取り組んでいる新たな大津市総合計画では、まちづくりの基本理念の一つに「人間性の尊重」を掲げ、すべての市民の基本的人権が保障された幸福で健康かつ文化的な生活を営むことができるまちづくりをめざして施策に取り組んでいるところです。

このような中で過去からの取組を礎として大津市人権教育・啓発推進指針(呼称「人の和おおつ」)は、本市の総合計画をはじめとする各種の計画との整合性を図る中で、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」(平成 12(2000)年法律第 147 号)第 5 条の規定や国の基本計画に基づくと共に県の方針も視野に入れ、本市の状況に見合った人権教育・啓発の施策の総合的かつ効果的な推進を図るために策定したものです。

## 第2章 人権教育・啓発の推進方針

### 1 あらゆる場における人権教育・啓発の実施

人権教育及び啓発は、学習教材や啓発資料による理解を深めるとともに、日常生活や社会活動を通して具体的に行われることや、心に潤いと豊かさを育む事業の推進が大切であり、生涯にわたって学習の継続が必要です。

### 2 人権教育・啓発の推進

幼児から高齢者までの発達段階や地域の実情に応じて、それぞれの場や機会をとらえて人権尊重の社会の実現のための多様な教育や啓発を一層充実させていきます。

#### (1) 就学前教育・学校教育における推進

学校園は、生命や人権を大切にする教育・保育について連携を図りながら一貫した取組を推進します。

幼稚園・保育園においては、身近な動植物とのふれあい体験などを通して、生命を大切にする気持ちの芽生えを感性として育み、また、思いやりの心が培われるよう努めます。

小中学校においては、「いのち」「人権」「ひとつながり」を大切にする心を育み、教育活動全体を通じて、人権尊重の実践的態度の育成に努めます。そのため、人権課題について正しい理解と認識を深め、「心と頭と体で学ぶ」ことを大切に、発達段階に応じた系統的な指導を行うとともに、「体験学習」や「参加型学習」を積極的に取り入れた教育実践を推進します。

また、教職員自らがより豊かな人権感覚を養い、人権問題について正しい理解と認識を深めるために、教職員研修の充実に努めます。

#### (2) 社会教育における推進

人権に関する学習意欲を喚起し、学習機会と場を提供するため、生涯学習センターをはじめ、公民館などの生涯学習施設を拠点として、各地域における自治会、女性・高齢者の団体や文化、体育、ボランティアグループなど各種団体の協力を得ながら、今後も、より一層人権尊重の意識を高めるための学習活動を支援する必要があります。

一方、家庭は子どもの基本的生活習慣や善悪の判断を身につけ、豊かな情操や思いやりなどを育むうえで、極めて重要な役割を担っており、家庭教育の充実や子育て相談体制の充実も重要です。これらのことから市民の人権意識の高揚に向けては、人権擁護委員、人権擁護推進員、「人権・生涯」学習推進員や人権啓発関係団体の活動と協調しながら啓発活動を推進し、市民運動としての自主的な活動（人権を守る大津市民の会、大津市「人権・生涯」学習推進協議会連合会など）を支援する一方、さまざまな人権問題に関する資料の作成やメディアなどの活用により、学習活動の推進を図るとともに、地域における人権学習を推進するため、リーダー養成に努めるほか、リーダーとして活動できる機会を提供します。

#### (3) 企業における推進

企業は、その社会的責任を自覚し、人権尊重の理念に基づいて企業活動を行うとともに、職場における人権問題の解決に取り組む必要があります。

平成19(2007)年4月1日付けの男女雇用機会均等法の改正をはじめ、幅広く人権問題について雇用・労働環境の整備が求められています。

本市においては、人権が尊重された明るい職場づくりに向け、企業の取組を支援し、また、人権問題に対する正しい理解と認識を深めるため、企業訪問や研修会の開催、人権啓発用教材・視聴覚機器の貸し出しなどを行っていきます。

#### (4) 公的職務などに従事する人に対する推進

すべての人が人権に関する理解や認識を深めることは大切なことですが、特に、公務員、教員、医療関係者、社会福祉関係者など人権に関わりの深い職業・職務

に従事する人は、人権尊重の視点に立って、正しい理解と認識を持ち職務や業務を遂行する必要があります。

このため、それぞれの職場や機関に対し、人権教育を職場研修に位置づけて取り組むよう要請し、人権意識の高揚に努めるとともに、そのための情報提供などの条件整備を推進します。

### 第3章 重要課題への対応

#### 1 女性

##### (現状と課題)

大津市では、平成10(1998)年9月に「ひとが輝く男女共同参画都市宣言」を行うとともに、平成13(2001)年3月に、男女共同参画推進計画「おおつかがやきプラン」を策定するなど、男性と女性が対等なパートナーとして認め合い、あらゆる分野に参画し、喜びも責任も分かち合う男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進してきました。その中で、審議会・委員会などの女性委員の登用率30%を目標に掲げ、平成17年度にその目標を達成し、18年度には32.0%まで上昇しましたが、平成20年度には29.5%となり目標値を下回りました。登用率30%を下回った審議会などの中には、女性委員がいないものもあり、その要因としては、選出団体そのものにおいて、女性が役職についていないことや、女性の登用が少ないことなどが考えられます。

平成17(2005)年7月に市が実施した男女共同参画に関する市民意識・実態調査によれば、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方に対する賛成あるいはどちらかというと賛成と答えた人は全体の半数以上と、性別による固定的役割分担意識の根強さが伺えます。一方、ドメスティック・バイオレンス(DV)の被害にあったと答えた人は、女性で5.9%、男性で1.0%あり、また、セクシュアル・ハラスメントの被害にあったと答えた人は、女性で12.1%、男性で0.6%。さらに、ストーカー被害にあったと答えた人は、女性で4.5%、男性で1.2%という結果が出ています。このように、ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメントなど、女性の人権侵害の実態が顕在化してきたといえます。

こうした状況などを踏まえる中で、平成19(2007)年3月にとりまとめた「おおつかがやきプラン(指標と成果)検討結果報告書」に沿って、男女共同参画社会の早期実現に向けた対応を図るなど取組を進めています。

##### (課題への対応)

- (1) 政策や方針決定の過程への女性の参画の拡大を図るため、女性リーダーの育成を行い、女性人材リストの積極的な活用を図ります。
- (2) 男女共同参画の視点に立ち、社会的合意を得ながら社会制度・慣行を見直し、あらゆる機会を通じての学習を充実し、意識改革を図ります。

- (3) すべての子どもが、男女を問わず等しく個性ある人間として尊重され、一人ひとりが自己の能力を十分発揮できる資質や能力の基礎を培う教育を推進します。
- (4) 男性も女性も仕事と育児・介護などの両立にかかわる意識を高め、「ワーク・ライフ・バランス」を図り、男性も女性も生き生きと暮らせる社会づくりを進めます。
- (5) 男女共同参画センターで実施している相談事業の充実を図るとともに、特に DV 等の被害女性の保護・救済に向け、関係機関との連携を密に対応します。
- (6) 「おおつかがやきプラン」の適切な進行管理を図り、関係課と各種施策の目標達成に向けて協力連携を推進します。
- (7) 女性の健康をめぐる様々な問題への取組を強め、性感染症や薬物乱用などの相談及び支援体制の充実を図ります。
- (8) リプロダクティブ・ヘルス／ライツに配慮しつつ、女性の健康を支援するための総合的な対策の推進を図ります。
- (9) 公的広報の作成にあたっては、女性の人権を踏まえた表現に配慮するとともに、性にとらわれない表現の促進を図ります。

## 2 子ども

### (現状と課題)

近年の子どもと家庭をとりまく環境は、少子化、核家族化などにより、人との関わりなどについて大きく変化してきました。また、こういったことに起因し、子育て家庭が孤立するケースが増える中、様々なストレスや、子育てに対する不安の増大などにより、子どもへの虐待や育児放棄などが、学校におけるいじめや不登校に加え、全国的にも大きな問題になっています。また、過保護、過干渉によるしつけの不十分さも問題となっています。

このような状況は本市でも見られ、親や家庭・地域の役割が十分に果たせていない面もあることから、家庭・地域・学校および専門機関が相互に連携し合い、子どもを取り巻く様々な課題、とりわけ子どもの命にかかわる問題発生の防止に取り組まなければなりません。

また、学校では、生命を尊重する心、他者への思いやり、正義感、美しいものや自然に感動する心など豊かな人間性の育成、集団生活における支え合い高め合う人間関係の形成と豊かな情操の育成を図る必要があります。

未来を担う子どもたちを不幸な事態から守るとともに、すべての子どもが大切にされるまちづくりをすすめるために、平成 17(2005)年度作成の「大津市次世代育成支援行動計画～大津っ子子育て応援プラン」に基づき、家庭、地域、事業所などが連携して取組を進めます。

#### (課題への対応)

- (1) 「児童の権利に関する条約」の趣旨や内容についての周知・普及に努めるとともに、「児童福祉月間」などの諸行事を通じ、児童福祉について市民の関心と理解が深まるよう啓発を推進します。
- (2) 乳幼児期から人権を尊重する気持ちを培うよう、家庭、保育園、幼稚園において、さまざまな人々とのふれあいや交流の促進を図ります。
- (3) 学校園、家庭地域関係機関の連携のもと、各家庭への子育て支援に取り組みます。
- (4) 子どもに対する虐待防止のため、「大津市要保護児童対策地域協議会」を中心として、裁判所、警察署、医師会、社会福祉施設などと連携し、早期発見・対応に努めます。
- (5) 「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を基盤とした「生きる力」の育成を図る教育課程の編成・実施に努めます。
- (6) いじめ問題や不登校の解決に向け、「教育相談センター」「少年センター」等の教育機関の連携・充実に努めるとともに、一人ひとりの子どもの気持ちや立場についての理解を図ります。
- (7) 豊かな情操や感性を育むため、葛川少年自然の家などの取組を通じて生活体験や自然体験などの活動を推進します。
- (8) 就労などにより、昼間家庭に保護者のいない小学児童を対象に放課後児童健全育成事業を実施し、子ども同士の交流や活動を通じて健全育成に努めます。
- (9) 薬物乱用や性的非行・被害の防止や擁護に向けて、関係機関はもとより、青少年育成関係団体などとの連携を密にして、青少年健全育成ネットワークを構築し、子どもたちを取り巻く環境の浄化や地域の教育力の向上に努めます。

### 3 高齢者

#### (現状と課題)

わが国において、65歳以上の高齢者人口の割合は年々上昇を続けており、平成17(2005)年にその割合は5人に一人となり、厚生労働白書によれば、平成27(2015)年には4人に一人になると言われています。本市でも、国・県の高齢化率に比べれば低いものの、高齢化は着実に進んでいます。

こうした状況から、高齢期を余生として過ごすのではなく、生きがいを持ち、健康で充実した日常生活を送れることが大切であり、高齢者が自立して生活できる環境を整えることが重要となってきます。また、判断能力の不十分な認知症の高齢者の財産管理問題、虐待などによる人権侵害、寝たきりや認知症の問題など、課題解決に努めなければなりません。

高齢者が社会の一員として、敬愛され、主体的に社会参加できる条件整備や、安心し

て活動できる生活環境の整備に努め、明るく豊かな長寿社会を実現する必要があります。

今後は「おおつゴールドプラン 2009」に基づき、高齢者が主体的に社会参加できるとともに、安心して暮らせ、互いに支え合い、助け合うまちづくりをめざして、取組を進めます。

#### (課題への対応)

- (1) 長年培ってきた経験や知識などを有効に生かせる場の提供や雇用の確保がされるための啓発に努めます。
- (2) 健康意識の醸成、スポーツの振興、健康づくりの場の充実を中心とした、健康づくりの推進を積極的に図ります。
- (3) 寝たきりや、認知症の予防対策の推進など、相談活動を通して福祉保健のサービスに努めるとともに、認知症理解の推進やケア体制の整備など認知症高齢者の支援を推進します。
- (4) 主体的に生涯学習に参加できるよう公民館などの学習機会の充実に努めます。
- (5) 「老人の日」「老人月間」の趣旨の普及や諸事業を通じ、高齢者福祉について市民の关心と理解が深まるよう啓発を推進します。
- (6) 高齢者とのふれあい体験、福祉施設への訪問などを通して、子どもが高齢者への理解を深める教育を推進します。
- (7) 虐待など人権侵害の防止や財産管理など権利の擁護に向け、関係機関などとの連携強化や、相談活動の充実、市民への啓発に努めます。

## 4 障害者

#### (現状と課題)

障害者の「完全参加と平等」という目標に向けて、障害の有無にかかわらず、地域社会の一員として生活を営み、行動できるようにする「ノーマライゼーションの理念」の定着に努めてきました。

しかし、障害者を取り巻く社会環境は、物理的な障壁のみならず意識上の多くの障壁が存在しています。住宅・道路・公園・公共交通機関など生活環境におけるバリアフリー化を進めるとともに、障害や障害者についての正しい理解と認識を深めていくことが必要です。また、今日的な問題である障害者に対する虐待や財産管理などへの対策も必要となっています。

障害者が生き生きと暮らしていくためには、社会に参加・貢献する機会や仕組みが整っていることが大切です。今後は、障害者とその家族が住んで良かったと感じられるまちづくりを推進します。

#### (課題への対応)

- (1) 障害や障害者についての正しい理解と認識をより深めるための取組を推進します。一方、地域での交流を推進し、障害者の自立と社会参加に努めます。

- (2) 虐待や暴力による人権侵害防止や財産管理などの権利擁護のため、障害者にとって利用しやすい相談体制や情報提供の充実を図ります。
- (3) 難病患者や障害者への適切な対応を図るため、医療機関との連携、健康づくりの普及啓発を図ります。
- (4) 就労への意欲と能力を持つ障害者の雇用促進を図るため、関係機関と連携して、事業者への啓発を推進します。
- (5) 「大津市障害者基本計画」の理念に基づき、障害者の社会参加と、地域で支えあう取組など、障害者を支えるまちづくりを推進します。

## 5 同和問題

### (現状と課題)

「大津市同和対策長期計画」に基づき、総合的かつ計画的に、生活環境の改善や自立促進さらには同和地区に対する差別意識の解消を図るなど、多くの取組を推進しました。その結果、生活実態は大きく改善され、同和問題の解決に向けて、多大な前進を見ることができました。

また、環境改善事業の成果を確認する取組がされるなど、事業の進捗にあわせて、自立に向けた取組も行われました。

一方、大津市同和教育推進協議会連合会や地域の同和教育推進協議会も、市民意識の変化に呼応して、それまでの成果を更に広めるべく、発展的に大津市「人権・生涯」学習推進協議会連合会や地域の「人権・生涯」学習推進協議会へと改組し、同和問題を、その本質から人権問題の一つと捉えて、その解決に向けて先進的に取り組むことになりました。

こうして、同和問題への認識は深まり、差別意識の解消に向けて大きく進んできましたが、残念ながら同和問題にかかわる差別事象が皆無になったとは言えません。引き続き課題を認識する中で、不合理な因習や偏見の解消を図るなど、同和問題に対する正しい理解を求めるための教育・啓発が必要です。

### (課題への対応)

- (1) 人権尊重を基盤とした情操や豊かな感性を育むとともに、子どもの発達段階に応じ、各教科や道徳等を通して人権尊重の意識を高める教育を推進します。
- (2) 市民の自主的、自発的な学習活動を促進し、同和問題の正しい理解や認識を深めるための条件整備に努めます。
- (3) 企業に対しては、事業主及び窓口担当者研修会の開催や個別訪問指導により、基本的人権を尊重した職場づくりが図られるよう啓発活動を推進します。

## 6 外国人

### (現状と課題)

本市に在住する外国人は、戦前・戦後から本市に在住している在日韓国・朝鮮人の割合が減少傾向にある中、国際化の進展に伴い、近年では中国・フィリピンなどのアジア諸国、ブラジル・ペルーなどの南米諸国からの「ニューカマー」と呼ばれる外国人の割合が増加しています。

本市では、日本語能力が十分でない外国人のために、文書による相談窓口を開設するといった、言葉や文化の違いから生じる問題の解決に向けた取り組みを行っています。また、民間団体においては、在住外国人の祖国の文化を紹介するイベントや講座が開催されており、市民の国際理解を深める取組が進められています。一方、学校では、総合的な学習の時間や文化祭などの機会に国際理解を深める取組を進めています。

しかし、ニューカマーの多くは、いまだに言葉や文化の違いから生活上の困難を抱えています。また、旧来から在住している在日韓国・朝鮮人を含む在住外国人に対する差別意識は皆無ではありません。

外国人に対する差別や偏見の解消に努め、国籍や民族などの異なる人々が互いの文化的差異を認め合い、対等な関係を築こうとしながら地域社会の一員としてともに生きていく「多文化共生」による地域づくりの実現に向けた取組が必要です。

### (課題への対応)

- (1) 安心かつ快適に生活できるための、コミュニケーションの支援として、多言語による情報提供や相談窓口充実に努めます。
- (2) 子どもが互いに交流を図る中で、民族や文化、習慣などの違いを理解し認め合う教育をすすめます。
- (3) 国際理解に向け、市民の学習機会や外国人との交流の場を提供していくとともに、外国人に対する理解と認識を深める啓発活動を推進するなど、多文化共生の地域づくりに努めます。
- (4) 在日韓国・朝鮮人問題については、歴史的経緯を正しく理解し、偏見や差別をなくすよう啓発に努めます。

## 7 その他の人権課題

### (現状と課題)

以上の他にも、HIV 感染者、ハンセン病、アイヌ、ホームレス、刑を終えて出所した人々、或いは、性的指向や性同一性障害、犯罪被害者などに対する様々な人権問題が存在しています。

また、近年、情報化社会などの進展によるプライバシー保護の問題、インターネットや電子メールなどによる人権侵害も発生しています。これらを生み出す要因はそれぞれに異なりますが、一人ひとりが正しい知識を習得し、理解を深めることが大切です。

#### (課題への対応)

いずれの課題についても、すべての人の人権を保障する視点に立って、正しい知識の普及や啓発の推進に努めます。

また、社会情勢の変化に伴い、新たな課題が生じた場合は、この指針の趣旨に則って対応します。

### 第4章 効果的な推進

#### 1 推進体制

この指針の推進については、全庁的な組織である「大津市人権啓発推進本部」を中心に、関係部局との密接な連携のもと、大津市「人権・生涯」学習推進協議会連合会や各地域の「人権・生涯」学習推進協議会、人権を守る大津市民の会といった市民団体と協力する中で教育・啓発を実施します。

#### 2 指針の見直し

人権問題は、社会情勢の変化などにより新たな課題が生じることがあります。この指針は、国連や国・県の動向、社会情勢の変化に応じて、適宜見直すこととします。

## 用語の解説

### 【あ】

#### HIV 感染者

HIV(human immunodeficiency virus)(ヒト免疫不全ウイルス)により発病した状態。

#### 大津市人権啓発推進本部

「人間性の尊重」という大津市政の基本理念に基づき、基本的人権が保障され、差別や偏見のない、すべての人が生き生きと暮らしていける地域社会の実現をめざし、人権尊重を基調にした行政と市民の人権意識の高揚を図るための啓発を総合的かつ効果的に推進するため設置された市役所内の組織。

#### 大津市「人権・生涯」学習推進協議会連合会

地域ぐるみで、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題などの人権課題を学習し、幅広く人づくり・地域づくりを含めた人権・生涯学習の推進及び人権意識の高揚を図るために各学区に組織した地域「人権・生涯」学習推進協議会相互の連絡を密にするための組織。

### 【さ】

#### 人権を考える大津市民のつどい

同和問題をはじめ、あらゆる差別の解消をめざし、昭和 44(1969)年にスタートした大津市同和教育研究大会が、平成 4(1992)年に名称を「人権を考える大津市民のつどい」と改め、「人権尊重を基盤とした個性と魅力あふれるまちづくり」をテーマに、夏と秋に地域に根ざした人権課題について学習が行われている。

#### 人権を守る大津市民の会

基本的人権を尊重する自主的な市民運動の輪を広げる中で、民主主義の基本理念である「自由と平等」についての自覚を高め、市民の人権意識の高揚を図ることを目的に 32 の団体と個人会員で組織。

#### 「人権・生涯」学習推進員

居住地における人づくり、地域づくりを含めた人権学習の総合推進の取組を地域「人権・生涯」学習推進協議会に位置づけて組織的な活動を行うために市内の自治会に置かれている。

### **人権擁護委員**

自由人権思想の高揚と人権を擁護するという、人権擁護活動を行う任務を持ち、市長からの推薦により、法務大臣が委嘱する。大津市では現在 20 名の人権擁護委員が活動している。

### **人権擁護推進員**

國の人権擁護委員の活動に協力する滋賀県独自の制度で、各市町村に設置し、地域に根ざした人権擁護活動を行っている。大津市では現在 73 名の人権擁護推進員が活動している。

### **ストーカー**

特定の人に対して好意や怨念を抱き、その人の意思に關係なく執拗につきまとうこと。

### **セクシュアル・ハラスメント**

性的嫌がらせ。相手の意に反した性的な性質の言動を指し、身体への不必要的接触、性的關係の強要、性的な噂の流布、衆目に触れる場所へのわいせつな写真の掲示など、様々な様態のものが含まれる。

【た】

### **男女共同参画社会**

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を負うべき社会。

### **ドメスティック・バイオレンス**

配偶者やパートナーから受ける暴力。身体的暴力だけでなく、精神的暴力も含まれる。

【な】

### **ノーマライゼーション**

障害者などの社会的に不利を負いやすい人々を当然に包含するのが通常の社会であり、そのあるがままの姿で他の人々と同等の権利を享受できるようにするという考え方。

【は】

## **バリアフリー**

高齢者や障害者が社会生活を営むうえで障壁(バリア)となるものを除去すること。バリアには意識上のもの、建物などの物理的なもの、制度的なものを含む。

## **ハンセン病**

らい菌の感染によって生ずる疾患。かつては、不治の病と考えられ「らい予防法」により隔離政策がとられるなど差別や偏見の対象となった。

## **【ら】**

### **リプロダクティブ・ヘルス／ライツ**

「性と生殖に関する健康と権利」と訳される。個人、特に女性が生涯にわたって、主体的に自らの身体と健康の保持増進と自己決定を図ることと、そのための身体的・精神的・社会的な諸権利が基本的人権として保障されていることをいう。

## **【わ】**

### **ワーク・ライフ・バランス**

「仕事と生活の調和」と訳される。仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自らが希望するバランスで展開できる状態。